

<論文>防人部領使小考

星野, 五彦

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文學誌要

(巻 / Volume)

35

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

1986-12-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019472>

防人部領使小考

星野五彦

防人部領使とは、周知のように各国から徴集された防人を、出身地から摂津まで引率して来た者の名であり、万葉集の卷二〇の項の防人歌にみえる。

各国の防人部領使が津にいた大伴家持に提出し、家持によって選択されたのが周知の防人歌というわけである。その部領使について以下にみたく思うのである。

考えて見るに、部領使を「ブリョウシ」と訓まないで、何故に「コトリヅカイ」と訓むのか、またどのような立場の人がなったのか、はたまた、部領使と家持の係りはどのような性格のものであったのか、というように考えはじめると、この僅か三文字の「部領使」というものに、問題の山積していることに気がつく。

それらの内の、一、二について以下に取上げて見ることにする。

○
先ず初めに、出典にふれるのが順序であろう。

「部領使」という語は『万葉集』にみえるのが初見である。

万葉集では大きく二ヶ所にわかれてみえる。

その第一は、卷五の八六四番歌の題詞に見えるもので、

宜啓 伏奉四月六日賜書。(宜、啓す。伏して四月六日の賜書を奉はる。)

ではじまる全一九八文字の題詞の後半に、

孟秋膺節、伏願万祐日新。今因相撲部領使、謹付片紙。宜謹啓、不次(孟秋節に膺る、伏して願はくは、万祐日に新たらむことを。今相撲の部領使に因せ、謹みて片紙を付く。宜、謹みて啓す。不次)(。点は筆者添付)

とみえる「相撲部領使」がそれである。

もう一つは、卷二〇の諸国の防人歌の後にみえるもので、例えば、
二月七日、駿河国防人部領使守從五位下布勢朝臣人主、実進九日、歌数廿首。但拙劣歌者不取載之。(二月七日、駿河国の防人部領使守從五位下布勢朝臣人主の実に進めるは九日、歌の数二十首。但し拙劣なる歌は取り載せず。)

という形式の中での「防人部領使」とある「部領使」がそれである。
これら二ヶ所（即ち、巻五と巻二〇）に見えるのが、万葉集での
すべてである。

これら二ヶ所にみえる「部領使」は、いずれも「コトリツカイ」と訓まれているが、本文のどこをみても、そうよむべき根拠は見えない。割註、補註の形であれ、とにかく、そう訓むべき資料は集中にはない。

○

では、この「部領使」を「コトリツカイ」と訓んだ初見はどこにあるのだろうか。管見に従えば、大江匡房（元永二―長久元・一〇四〇―一一一一）の著した『江家次第』（一〇九九年以降成立）の、
相撲召仰前十余日 被仰 先二三月比、大将以下於陣座定相撲使事、関白大将、
隨身陣官賭弓矢数者等為使遣諸国七道、召相撲人也、萬葉コトリツカイト
云也(1)

に見える「コトリツカイ」がそれである。だが厳密にいうならば、コトリツカイとはあっても、どこにも部領使の文字の見えないことである。然るに、コトリツカイを部領使にあてるのは、先にみたように、万葉集の中で相撲に関したものは一ヶ所しか見えないことである。従って、相撲の項にみえる部領使をコトリツカイと訓んだということになる。

この初見のコトリツカイを受けて、これが作品中にみえるのは、約二五〇年程後になった二条良基（元応二―嘉慶二・一三二〇―一三八八）の『年中行事歌合』（正平二一・一三六六）の第二〇番のところに見える。

二十番

左 相撲七月廿八日

かた分てことりつかひのいそきは今日のぬきての為と成けり

右勝 新年穀奉幣同廿九日

祈たてたのもしけなるはつ稲や神のめくみの秋をなすらん

左 ことりつかひ珍敷聞え侍り。いかやうの事にか侍らん。いかさま歌姿たけたかく侍り。右たのもしげなるは、はるかにまさるべきよし一同に定申き。

左相撲と申事は、諸国の供御の人をめし集て、七月にすまふの節会などいう事を行て、天子の御覧する也。始をばめしあはせと申。後にすぐりて又御覧するを、抜手と申也。ことりつかひと事は、もし老のひが目にて侍るやらん。萬葉に相撲使と書て、ことり使とよむと承及侍る。是は諸国のすまひをめす使の事にこそ、左右近衛管領にて侍ば、方を分て国々へ使をくだし侍にやとぞ覚ゆる。右は廿一社に御幣を奉て、年穀の豊ならん事を祈申さるゝ也。其外殊なる事なし。(2)

である。
万葉集で相撲に関した使といえは、先の巻五のところ以外にはないが、ここで注目されるのは、「ことり使とよむ」と断定を下さずに、そのあとに「と承及侍る」と伝聞の形をあえてとっている点である。

思うに、おそらく「コトリツカイ」の発音と「部領使」の文字とのなじみにくい点がそうさせたのであろう、と考えられる。

部領使をコトリツカイと訓んだのは分るとしても、何故に部領使

をそう訓まなければならなかったのか、「ブリョウシ」でもよさそうなものではないか、という素朴な疑問の生ずることである。次にその点についてふれてみることにする。

部領使という漢字を、漢和辞典で一字一字つなぎ足しても「コトリツカイ」なる要素はどこにもない。

例えば、「部」は「ブ」か「ホ」であり、国訓として「ベ」がある位である。どこをさがしてもコトリツカイの「コト」をみることはできない。同様に「領」は「リョウ」または「レイ」であり、国訓として「エリ」「ウナツ」がみえる位で「リ」とよむことはできない。辛うじて「使」が訓で「ツカイ」とよむのがある位である。従って、どこをどうみても「部領使」を「コトリツカイ」とよむには至らない。それをなぜ「コトリツカイ」とよむのか、といえば、結論を先にするならば、意識を用いてのものであろうということである。

一体、諸書が部領使をどう扱っているのかと思ひあたってみると、こぞって、「コトリツカイ」の「ト」の一つが脱落したとか、「ト」が縮まったものとかにみていることである。即ち、コトリツカイがコトリツカイとなり、その意味するところは「事執り使」たる「事執使」というわけである。

こう見てくると、それならばこの語「事執使」を用いたらよさそうなものではないか、という問題が次に生じてこよう。それも最もなことであるが、ここはおそらく次のような理由によって「部領使」の文字を充てたのではないかと思うのである。それは

——部を領（受け取って引卒しの意味あり）する使
ということである。

この——部に、相撲部や防人部などの言葉が入るわけである。このように見てくると、この部領使をコトリツカイと訓んだ大江匡房の見識が評価されることにもなる、といえよう。他方、奈良時代の漢字一語一語の意味を熟知していた吏員の「部領使」の用字も見逃すわけにもいかなないことにもなる。この二つの面からこの文字とよみが採られたのではないかと思うのである。

次に「軍防令」を通して「部領使」を見てみることにする。軍防令をみるに、その第二〇条の項に、

九衛士向_レ京。防人至_レ津之間。皆令_ニ国司親_ニ自部領。自_レ津発日。専使部領付_ニ大宰府。其往還。在_レ路不得_テ前後零疊。使_ニ内侵_ニ犯百姓。及損_ニ害_ニ田苗。斫_ニ伐_ニ桑柴之類。若有_レ違者。国郡録_ニ状_ニ申_ニ官。統領之人。依_レ法科_レ罪。軍行亦准_レ此。

とある。

これが軍防令にみえる唯一の部領使に関する記録である。

ここでは右に見たように、「部領使」とはなく、「専使部領」としてあることである。

いうまでもなく、この専使部領が万葉集卷二〇の各国防人歌の後

常陸国部領防人使

武蔵国部領防人使

あるいは、

下総国防人部領使

信濃国防人部領使

などによって自明のことである。

ところで面白いことは、軍防令の規範となった唐の軍防令にはこの「部領使」という名がどこにも見えず、これが我国独自のものであるということである。

○

次に、この防人部領使には如何なる立場の人がなったのであろうか、ということである。そのために卷二〇の諸国の部領使について一覧してみることにする。

遠江 防人部領使 史生坂本朝臣人上

相模 防人部領使 守従五位下藤原朝臣宿奈麻呂

駿河 防人部領使 守従五位下布勢朝臣人主

上総 防人部領使 少目従七位下茨田連沙弥麻呂

常陸 部領防人使 大目正七位上息長真人国鳥

下野 防人部領使 正六位上田口朝臣大戸

下総 防人部領使 少目従七位下縣犬養宿弥浄人

上野 防人部領使 大目正六位下上毛野君駿河

武蔵 部領防人使 椽正六位上安曇宿祢三国

(なお、信濃国の防人部領使は病欠で不明である)

右がそれである。

これについて検討する前に、右の諸国の等級についてみておくことにする。

平安時代に編纂された『三代格式』に示されている、仁寿三(八

五三)年六月八日の官奏に依れば、田疇、編戸の計校によって、諸国を大国、上国、中国、下国の四等級に分けている。

この仁寿三年よりおよそ一〇〇年前の天平勝宝七歳(七五五)が、右の仁寿三年のものにどこまで適うのか、ということになると確たることは知るすべもないが、少なくとも参考にはなるであろう。それによれば

大国―上総・常陸・下総・上野・武蔵

上国―遠江・相模・駿河・下野・信濃

ということになり、防人歌に關係のある東国はすべて大国か上国ということになる。

さて、右にみた防人部領使の階級や身分、あるいは等級などがどのような意味をもつものであろうか、という点について次にふれてみることにする。

先ず、遠江国であるが、この国の防人部領使は右にみたように史生の坂本朝臣人上である。

ところで、職員令によれば、上国の史生の位置は

守一人、介一人、椽一人、目一人、史生三人という内のものである。

即ち、その国の行政面での首脳陣七名の内の一人に当ることを知る。

同様にして、上国の相模・駿河の二国をみると、先にみたように、共に「守」が冠せられている。即ち、相模国の

守従五位下 藤原朝臣宿奈麻呂

の「守」がそれである。

官位令をみるに、そこには「従五位下」に上国の「守」が記されている。従って、駿河国の

守従五位下 布勢朝臣人主

も官位令に適っている点が理解されることになる。

即ち、これら二国は、共に国司としての最高責任者である国守が防人の部領使としてその任にあたったことになる。

ところが余談になるが、『続日本記』を纏くと、相模国の国守に右の藤原宿奈麻呂が、天平勝宝四（七五二）年十一月三日になったことが判明するので良いが、駿河国は、天平勝宝五（七五三）年四月二日に阿部小島が国守になった旨見えて、その後、防人発遣の天平勝宝七（七五五）年二月まで変更になった様子がない。換言するならば、阿部小島がいつ解任され、布勢人主に代ったのか不明である、ということである。そして辛うじて言い得ることは、布勢人主が国守になって未だ日の浅い内に防人部領使として撰津に赴いたということである。

次に、大国の少目である上総国を見るならば、

少目、従七位下 茨田連沙弥麻呂

とある少目は、職員令の大国の項に

守一人 介一人 大椽一人 少椽一人

大目一人 少目一人 史生三人

とある、九名構成の首脳部の六番目に位置することである。

同様にして、常陸国の防人部領使は

大目 正七位上 息長真人国島

で、右の職員令により上位五番目なることを知る。

このようにみてくると、大国の下総国の

少目 従七位下 犬養宿祢浄人

同じく大国の上野国の

大目 正六位下 上毛野君駿河

の位置付けをみるができる。

ところで、ここに一つ問題が生ずることになる。それは官位令によると、大国の

少目―従八位下

大目―従八位上

と規定されているのに対して、右で見たように諸国の部領使は階位が大幅に高いことである。

上毛野君駿河の場合は七階位の上であり、上総・下総の少目は各四階位の上である。常陸の大目も四階位の上である。

この現象をどう受けとめるのか、ということである。

例えば、大国の少目は従八位下で任命される●が慣わしであったとすれば、上野国の上毛野君駿河は正六位下で任命されていることになる。換言するならば、七階位も損をしているとも受けとることができる。そう受けとめるか、他方、従八位下であるものを、防人の部領使という大任を担う役目になったので、特別に七階位上げたとみるか、そのいずれを解釈としてとるか、ということである。前者に依れば冷遇となり、後者に立てば優遇ということになる。

このいずれであるか、という点に対しての筆者の意見は前者ではなからうか、ということである。

防人の部領使ということで、階位が特別に昇ったとするならば、

恐らく『続日本紀』の授勲や授位の記録の中にその旨見えるはずである。然るにそれがみえないことである。また史的に展望しても、皇室の東国優遇策を当時の史料の中でみることができないことである。このような二点から前者の冷遇説がより事実に近いのではなからうか、と考えるのである。

こうした冷遇説は見ようによっては、防人部領使の肩書きの中にみえるともいえよう。

例えば、上国の下野国の防人部領使は

正六位上 田口朝臣大戸

とあって、それが大目なのか、はた少目なのか、あるいは又、椽の類のものなのか、不明なのである。同様にして、大国の武蔵国の防人部領使の

椽正六位上 安曇宿祢三国

にしても、少椽なのか大椽なのか定かではない。

こうした現象が生じるのは、その基底に朝廷の東国蔑視の姿勢があるからであろう。そう思うのである。

階位における問題はこの位にして、「守」についてふれておくことにする。

先にふれたように、相模と駿河の二国は共に「守」の者が防人部領使として、その任に当たっていることである。

守といえ、その国の最高責任である。譬えるならば、その権力の大小は別として、後世の大名であり、現在の知事にも相当するものである。

こういう立場の者が引率するということは、考えようによって

は、それだけ中央集権化がすすみ、強い規制、統制をもって地方を統一しているということにもなる。いうならば、中央の手足の意味しかないということにもなる。あるいは、国守がその任に充る位、大きな国事の一つでもあるということにもなる。あるいは又、東国それ自体に左程こまかい神経を使わず、東国への認識不足と相俟って、任命したともとれるし、国守が国内巡視を通した国内の生産性や民情について、朝廷に報告する年次的報告を兼ねて引率してきたともとれるし、都の空気を吸う目的で、自ずから任に当たったとも考えられる。果して、これらのどの側に立つのが当を得ているのか、問題になるところである。

取りようによっては、これら全部が複合的に絡み合った上でのものというのが現実的解釈ということにもなる。

○

ここでは、防人部領使と大伴家持の関係について見ることにする。

相模国の防人部領使守従五位下藤原朝臣宿奈麻呂が進れる歌の数八首。但し拙劣なる歌五首は取り載せず

いうまでもなく、これは相模国の防人歌の後に出てくる言葉、即ち左注である。

他方、角度を代えて、大伴家持について見てみるに、巻20―四三三三番歌の左注に

右は二月八日。兵部使の少輔大伴宿祢家持とある。

ここで兵部省についてみるに、職員令第二四条の「兵部省」には
卿一 大輔一 少輔一 大丞一 少丞一 大録一 少録三 史生

一〇 省掌二 使部六〇 直丁四

とあり、上から三番目に位置する少輔に大伴家持が居ることを知る。

次に官位令をみるに、七省の少輔は階位が従五位下とある。

さてもとにもどり、相模国の守を見るに家持と同じ従五位下である。

ところが右でみたように、「進れる歌……」という表記、並びに「拙劣なる歌五首は取り載せず」という文面がみえる。

このことは、考えようによっては、随分と奇異にみえる。なぜならば、同じ階位であり、国守の立場にある者が、同じ階位の者に対して「進れる」という敬語を用い、その上、せっかく集めた歌についての取捨選択の権限をゆだねるのであるから。別のいい方をとるならば、同じ立場の階位でありながら、そこには上下関係が存在することである。このことをどうみるのか、というわけである。

思うに、これには直接・間接の三つの点が考えられるであろう。

その一つは、大伴家持の歌人としての技量・知名度からくる尊敬の気持ちが防人部領使に働いたということ。

その二つは、兵部省からの直接の係員としての敬意の表れとみる点である。これは現代風というならば、地方の税務署長より本庁の大蔵省の課長の方が上位であるような、そうした関係が兵部省の少輔と防人部領使の間にあつたのではなからうか、ということである。

その三つは、先に階位において、官位令と防人部領使の階位の間には大幅なズレがあると見た時に、それを優遇現象とみるか、その逆の、冷遇現象と見るか、が問題であるとしたが、その姿勢がここ

に影を落していることである。即ち、防人部領使自体に、階位はともかくとして、中央の貴人家持の階位に一目をおく、という心理現象の生じたであろうということである。

こうした三点の交叉する中で、防人部領使をして、敬語を使用せしめることになつたのではないか、ということである。

○

最後に、防人部領使と歌の関係についてふれてみることにする。

防人部領使は今迄に見てきたように、官位令や職員令などに階位の見える者であるが、調べてみるに、いずれも、文芸とはまったく係りのないことである。

万葉集には、およそ五三〇余名の人名が見え、その内実作者として、大体四八〇余名がある。然るに、防人部領使の九名についてみるに、実作者としては、一人もみえないのである。そこで、万葉集とほぼ同じ頃に成立した『懐風藻』（天平勝宝三・七五一年成立）を纏いて見るに、そこでの実作者六四名の内に、防人部領使たる者の名前は一人も居ないことである。

これはどうしたことであろうか、問題になるところである。だが、逆にさほどの問題でない、と見ることもできる。稿者は後者の側に立つ。

考えてみるに、確かに万葉集には右でみるように多くの人名がみえる。その内には、第四期を中心とした一般庶民の名前もある。だがよくみると、誰でも彼でも庶民であれば名前をとどめた、というのでは勿論ない。東国の防人という特殊条件下の人達である。あるいは三、四期にみえる庶民の一人の遊行女婦も又、その国名や郡名

を冠せた形でみえる位で、これ又、特殊な条件下のものともみることが出来る。

他方、万葉作者の官人で名を留めている者は、家持の居た越中や、旅人・憶良の居た筑紫など、大伴家に係わりのあるところに居た者を除けば、いずれも都人士を中心とした中央官人の作者に限定されるということである。従って、東国において、その国の行政上の重要な地位に居たからといって、万葉集に採録され、万葉歌人と做されるとは、必ずしも限らなかつたことである。

第二に、例えば、正史たる続日本紀に名を留めた者、あるいは日本書紀に名の掲つたものなどで、万葉集や懐風藻などの文芸作品集にその作品を残さなかつた者の多くいる、という事実があることである。その例として、壬申の乱で近江側についた蘇我一族系列の者、あるいは古事記を編纂した太安萬侶やそれを誦習した稗田阿礼などの作品はどこにもない。従って、防人部領使の名前が見えないからといって、取り立て詮索するほどではあるまい、ということである。

こうした二点の複合する理由によって、防人部領使の歌の見えない理由をみる事ができるのではなかるうか、ということである。

以上、防人部領使について、その訓み方、如何なる身分の者であつたのか、家持との関わりは、の三点を中心にみてきた。

一瞥してみても、これに対する突っ込んだ研究がいまだになされていないのではないかと思つたことである。それが筆者の見落しや勘違いであれば幸いなのだが、その意味ではこれに対する課題はまだ多いということである。

最後に読者諸賢の御叱正を切に願う次第である。

注

(1) 大江匠房著『故実叢書・江家次第・第八』(昭和30年12月 明治図書) 二四七頁。

(2) 塙保己一編『群書類従』第六輯(昭和17年1月改訂三版・続群書類従完成会) 五八七―五八八頁。 (一九六四年卒)

一九八六年役員名簿 (◎は会計監査委員、○印は常任委員)

- (会長) ○杉本圭三郎
 (評議員) 小田切秀雄 ○益田 勝美 外間 守善
 西田 勝 松田 修 ○堀江 拓充 ○佐川 誠義
 ○安藤 信広 表 章 ○西野 春雄
 (委員) ○安島 史雄 ○伊藤 敬一 ○伊藤麻古斗
 岩崎 武夫 ○植原 博馨 大越 嘉七 ○大谷 裕昭
 ○大野 豊彦 大和田 茂 香川 良成 ◎片桐 登
 ○金川 正治 川崎三四子 川村 能子 岸本 一行
 ◎黒澤亜里子 小松 久代 島本 昌一 ○志村 直子
 神 彰 ○鈴木 斌 ○鈴木 和雄 ○鈴木 敬司
 ○鈴木志知郎 高橋多恵子 ○滝瀬 爵克 ○田中 益三
 ○谷口 卓久 ○中根 正行 中村 青史 ○野呂 功
 ○堀江 泰紹 ○本間 修一 ○前田 角蔵 ○正木 信一
 ○安田 信也 ○山田 稔 ○横手 一彦 ○横道 闌
 ○米山 賢司